



要確認

### 通勤手当の非課税限度額の改正について

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。そのポイントを確認しておきましょう。

片道の通勤距離	1ヶ月当たりの非課税限度額	
	改正前	全額課税 改正後
2km未満		
2km以上10km未満	4,200 円	4,200 円
10km以上15km未満	7,100 円	7,300 円
15km以上25km未満	12,900 円	13,500 円
25km以上35km未満	18,700 円	19,700 円
35km以上45km未満	24,400 円	25,900 円
45km以上55km未満	28,000 円	32,300 円
55km以上	31,600 円	38,700 円

この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

※自動車や自転車などの交通用具を使用して通勤している従業員に通勤手当を支払っている企業では、チェックしておく必要があります。なお、電車やバスなどの交通機関のみを利用して通勤している場合の通勤手当の非課税限度額についての改正はありませんでした。

要確認

### 令和8年4月より、在職老齢年金制度の支給停止調整額が、65万円に変更されます。

#### 【引上げの背景】

高齢者の就業活躍の重要性と年金の支給停止による就業調整等の問題を背景に、令和7年の年金制度改正において、令和8年4月からの支給停止調整額が、令和7年度支給停止調整額51万円に対して62万円まで引き上げることが示されていました。62万円は令和6年度水準に対しての価格になりますので、その後の賃金変動率に応じて令和8年度がいくらになるのか注目していましたが、令和7年に用いた名目賃金変動率（2.3%）と令和8年度に用いる名目賃金変動率（2.1%）に応じて、**65万円**となることが公表されました。

老齢年金を受給していても、加入要件を満たす場合、70歳までは厚生年金に加入し保険料を納めなければなりません。その分年金は増えていくことになります。働いて給与等を得ている方が老齢厚生年金を受給できるようになった時や、給与等を得ながら老齢厚生年金を受給している方が給与等を変更する場合等には、少なからず年金額への影響があるため、在職老齢年金制度をよく理解するとともに、支給停止調整額についても改定の内容をチェックするようにしましょう。

#### ★編集後記★

三月は、季節の変わり目とともに、社内でも一年の締めくくりと新しいスタートの準備が同時に進む、少し特別な時期だと感じます。新しい年度が、皆さんにとって実り多いものになるよう願いながら、本号をお届けします。

